

## 水第3号議案

## 横浜市水道条例の一部改正

横浜市水道条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

横浜市長 林 文子

## 横浜市条例（番号）

## 横浜市水道条例の一部を改正する条例

横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項並びに第31条第1項第1号ア及び第2号ア中「1.08」を「1.1」に改める。

第34条の2第1項第1号中「81,000円」を「82,500円」に改め、同号の表中

162,000円	165,000円
1,377,000円	1,402,500円
2,106,000円	2,145,000円
5,022,000円	5,115,000円
8,586,000円	8,745,000円
19,440,000円	19,800,000円

改め、同条第2項各号中「162,000円」を「165,000円」に改める。

付則第6項及び第7項中「81,000円」を「82,500円」に改める。

付則第8項中「162,000円」を「165,000円」に、「81,000円」を「82,500円」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市水道条例（以下「新条例」という。）第26条第1項及び第31条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る水道料金について適用し、施行日前の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。
- 3 施行日前から継続して給水を受けている者に係る水道料金であって、施行日から平成31年10月31日までの間にその額が確定するもの（施行日以後初めて水道料金の額が確定する日が同月31日後であるもの（以下「特定水道料金」という。）にあつては、当該確定したもののうち、次項で定める部分）に係る新条例第26条第1項及び第31条第1項に規定する率については、前項の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
- 4 特定水道料金のうち、前項の規定によりなお従前のおりの率を適用する部分は、特定水道料金の額を前回確定日（その直前の水道料金の額が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から特定水道料金の額が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成31年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分とする。
- 5 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 6 新条例第34条の2及び付則第6項から第8項までの規定は、施行日以後の申込みに係る水道利用加入金について適用し、施行日

前の申込みに係る水道利用加入金については、なお従前の例による。

#### 提 案 理 由

水道料金等について消費税及び地方消費税相当分を改定するため、横浜市水道条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市水道条例（抜粋）

$\left(\frac{\text{上段}}{\text{下段}} \frac{\text{改正案}}{\text{現行}}\right)$

（料金）

第26条 料金は、使用期間1月につき次の表に定めるところにより算定した額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、使用期間が1月に満たない場合の料金は1月とみなす。

（表及び第2項省略）

（料金算定の特例）

第31条 メーター点検例日から次の点検例日までの期間の中途において給水装置の使用を開始し、廃止し、又は中止したときの料金は、第26条第1項ただし書の規定にかかわらず、それぞれ次に定めるところによる。ただし、メーターの呼び径50以上のものについては、この限りでない。

(1) 使用期間が1月に満たない場合

ア 使用日数が15日以内で、かつ、使用水量が1月の最低使用水量の2分の1の水量を超えないときの料金は、当該給水装置の種類に応じ第26条の表に掲げる基本料金の額の2分の1の額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（イ省略）

(2) 使用期間が2月に満たない場合

ア 使用日数が31日以上45日以内で、かつ、使用水量が1月の最低使用水量の2分の3の水量を超えないときの料金は、当

該給水装置の種類に応じ第26条の表に掲げる基本料金の額の2分の3の額に $\frac{1.1}{1.08}$ を乗じて得た額とし、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(イ及び第2項省略)

(水道利用加入金)

第34条の2 給水装置(私設消火せんを除く。)の新設工事及び改造工事(メーターの呼び径を増すものに限る。以下同じ。)の申込者は、次に定める額を水道利用加入金(以下「加入金」という。)として納入しなければならない。

- (1) 新設工事 メーターの呼び径に応じ次に掲げる額。ただし、メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置については、申込者が引き続き3年以上市内に住所を有する者である場合は、 $\frac{82,500 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$ とする。

メーターの呼び径	加入金の額
25以下	$\frac{165,000 \text{ 円}}{162,000 \text{ 円}}$
40	$\frac{1,402,500 \text{ 円}}{1,377,000 \text{ 円}}$
50	$\frac{2,145,000 \text{ 円}}{2,106,000 \text{ 円}}$
75	$\frac{5,115,000 \text{ 円}}{5,022,000 \text{ 円}}$
100	$\frac{8,745,000 \text{ 円}}{8,586,000 \text{ 円}}$
150	$\frac{19,800,000 \text{ 円}}{19,440,000 \text{ 円}}$
(省 略)	

(第2号省略)

- 2 共同住宅に設置する給水装置の新設工事、改造工事及び増設工事(共同住宅の戸数が増加したため必要になったものに限る。)

水第3号

の申込者は、前項の規定にかかわらず、次の各号に定める額を加入金として納入しなければならない。

- (1) 新設工事  $\frac{165,000 \text{ 円}}{162,000 \text{ 円}}$  に当該共同住宅の戸数を乗じて得た額
- (2) 改造工事及び増設工事  $\frac{165,000 \text{ 円}}{162,000 \text{ 円}}$  に当該共同住宅の増加戸数を乗じて得た額

(第3項から第5項まで省略)

付 則

(第1項から第5項まで省略)

(家事用の専用給水装置の新設工事等に係る暫定水道利用加入金)

- 6 メーターの呼び径が25以下の家事用の専用給水装置（共同住宅に設置するものを除く。）の新設工事（引き続き3年以上市内に住所を有する者が申し込むものを除く。）に係る加入金の額については、当分の間、第34条の2第1項第1号本文の規定にかかわらず、 $\frac{82,500 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$  とする。

- 7 前項の規定の適用を受けた家事用の専用給水装置の改造工事に係る加入金の額に係る第34条の2第1項第2号の規定の適用については、同号中「前号に規定する額」とあるのは、「前号に規定する額（ただし、メーターの呼び径が25以下のものにあつては、 $\frac{82,500 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$  とする。以下この号において同じ。）」 とする。

- 8 第34条の2第2項の規定の適用については、当分の間、同項各号中「 $\frac{165,000 \text{ 円}}{162,000 \text{ 円}}$ 」 とあるのは、「 $\frac{82,500 \text{ 円}}{81,000 \text{ 円}}$ 」 とする。

(第9項省略)